

(別紙1)

上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令(案)の概要について

1. 目的

証券取引法施行令の改正において、上場株式の議決権の代理行使の勧誘を行う際に交付する参考書類の記載事項を内閣府令に委任することとしたことや、当該参考書類等の交付を電磁的方法により行えることとしたことに伴い、当該参考書類の記載事項等や当該電磁的方法の詳細を定めるものである。

2. 概要

- (1) 参考書類の記載事項について、商法に基づく書面投票制度における参考書類の記載事項に準じた内容を定めることとする。
- (2) 議決権の代理行使の勧誘を情報通信の技術を利用して行う際の具体的な方法として、電子メールの利用、フロッピーディスク、CD-ROM等の記録媒体の手交による方法等を定める。
- (3) 同一株主総会に関し、書面投票制度における参考書類及び議決権行使書面が交付されている場合は、金融庁長官(財務(支)局長)への参考書類などの写し等の提出を要しないこととする。

3. 施行時期

本パブリック・コメントの終了後、速やかに内閣府令を制定し、平成15年4月から施行することとしたい。

(注)別紙2の内閣府令の内容については、法令技術上の観点から文言の修正等があり得る。